

令和3年度外部人財活用による集落活動支援事業運営団体募集要領(再公募：北部地区)

1 事業の目的及び内容

中山間地域では、過疎化・高齢化の著しい進行により、集落における草刈り等の共同作業や地域行事、伝統芸能等の維持・運営を行う担い手の確保が大きな課題となっています。

このため、中山間地域でボランティア活動を行う「中山間盛り上げ隊」による各種活動の支援及び中山間地域の住民と都市住民との交流を促進します。

2 公募事業

外部人財活用による集落活動支援事業事務局（通称「中山間盛り上げ隊事務局」。以下、「事務局」という。）として、事業実施及び運営を行う団体を県内3地区に分けて地区ごとに募集します。

また、事業のイメージについては、「参考1 派遣フロー図」を御参照ください。

(1) 事務局が行う主な業務

別添仕様書のとおり。

(2) 支援活動に係る留意事項

① 経費負担等について

- 支援活動に必要な道具等は、原則として依頼を行う集落等又は隊員、企業等が用意します。
- 交通費及び食費は、原則として参加する隊員、企業等の自己負担となります。ただし、「みんなで盛り上げ隊！」活動に係る貸切りバス等の使用料は、事務局が負担します。
- 支援活動は無償で行うため、日当は支払いません。
- 隊員はボランティア保険等に加入するものとし、その保険料は事務局が負担します。

例) ボランティア保険

社会福祉法人全国社会福祉協議会 ボランティア活動保険
天災・地震補償プラン（令和3年度保険料500円）

- 実施に当たっては、各事務局が担当するエリアで集落等及び隊員に対する条件面が異ならないよう、県及び各事務局と協議・連携の上、業務を遂行してください。
- 初回参加隊員には帽子を配布することとし、帽子は予め県から事務局に支給します。

② 支援活動実施対象地域

次に掲げる市町村のうち、宮崎県中山間地域振興条例（平成23年宮崎県条例第20号）第2条第1項に規定する区域

具体的には、「参考2 宮崎における中山間地域」を御参照ください。

〔 延岡市、日向市、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、
日之影町、五ヶ瀬町 〕

③ 集落等から依頼が予想される活動例

- ・ 集落道の草刈り、用水路の清掃等の環境保全活動
- ・ 山水利用の集落における水源地の管理
- ・ 農作業の手伝い
- ・ 植栽・下刈り等の森林保全活動
- ・ 鳥獣害防除ネットの設置等の鳥獣害対策
- ・ 伝統芸能の実施サポート
- ・ 集落の祭り又は地域行事の運営補助
- ・ 集落等で作られた特産品のPR活動 等

※ 個人や法人の経済活動としての作業は除きます。

※ これまでの活動実績及び今後の支援活動の予定は、「宮崎中山間ネット」ホームページ内の中山間盛り上げ隊のページ（<http://www.chusankan.net/>）又は「参考3 中山間盛り上げ隊支援活動実績一覧」を御参照ください。

④ その他

- ・ 本事業により得られた個人情報等は、県に帰属するものとし、県の許可なく他に使用、公表又は第三者に提供してはいけません。
- ・ 本事業実施により、故意又は過失により第三者に損害を与えた場合は、県は賠償責任を負いません。

3 応募資格

- (1) 県内に事務所を有する法人等（営利・非営利の別及び法人格の有無を問いません。）
- (2) 委託期間内における事業の実施体制が十分に確保できること。
- (3) 県税に未納がないこと。
- (4) 役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が暴力団関係者（宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められる者又は暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。

4 委託予定団体

1 団体

5 委託料の上限額

2,613,000円（消費税及び地方消費税（10%）を含む。）

なお、この額には、用途をバス等使用料に限定した240,000円を含みます。

企画提案に当たっては、隊員の保険料相当額（消費税相当額を含む。）を含めた収支予算書を別添様式により作成してください。

6 業務数量

(1) 標準派遣回数

標準派遣回数は下表のとおりとし、1集落に対する盛り上げ隊派遣は原則3回までとします。ただし、県との事前協議の上で、地域の実情に応じて回数を増やすことは可能とします。

なお、派遣回数が下表に満たない場合（「新規集落等」「継続集落等」のいずれか一方が達しない場合も含む）、盛り上げ隊コーディネーターに係る人件費は、県があらかじめ設定した単価（標準単価）に実派遣回数を乗じて得た額を当該部分に関する業務の費用の上限とし、変更契約又は精算します。

地区名	北部地区
標準派遣回数	新規集落等（6回）、継続集落等（20回）

- ※ 新規集落：平成21年度の事業開始以降、一度も派遣を行っていない集落
継続集落：平成21年度の事業開始以降、派遣実績が一度でもある集落
なお、新規集落の同年度中2回目以降の派遣は、継続集落扱いとします。
- ※ 1回の活動時間（現地までの移動時間は含めない。）が複数日に及ぶ場合にあっては、日数分を回数とし計上します。

(2) 「みんなで盛り上げ隊！」活動

標準派遣回数は2回とし、原則として継続集落等において実施することとします。

また、当活動の回数は(1)の標準派遣回数と重複して計上することができます。

なお、盛り上げ隊コーディネーターに係る人件費について、継続集落で行う場合は「みんなで盛り上げ隊！」活動の標準単価を採用しますが、新規集落で行う場合は通常の「新規集落」の標準単価を採用します。

実施に当たっては県との事前協議を経ることとし、同一集落における当活動は、年度中1回限りとします。

また、委託料のうち240,000円は当該活動におけるバス等使用料にのみ用途を限定し、当該額を下回った場合は、変更契約又は精算します。240,000円を超える部分については、委託料の範囲で計上して差し支えありません。

7 委託期間

契約の日から令和4年3月31日まで

8 応募期間及び方法

(1) 応募期間

令和3年3月11日（木）から令和3年3月22日（月）午後5時まで（必着）

(2) 応募方法

郵送又は持参により、必要書類を下記まで提出すること。

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

宮崎県総合政策部中山間・地域政策課

電話（直通） 0985-26-7036 ファクシミリ 0985-26-7353

電子メール chusankan-chiiki@pref.miyazaki.lg.jp

【応募書類】

- ① 運営団体応募書（別記様式1）
- ② 企画提案書
A4版とし、様式は任意ですが、別添の様式を参考にしてください。
- ③ 収支予算書（別記様式2）
- ④ 団体の概要及び活動内容がわかる書類（様式は任意。既存のものでも可。）
- ⑤ 直近の決算書及び事業報告書
- ⑥ 県の納税証明書（未納がないことの証明書）

※ 児湯・西部地区又は中部・南部地区ですでに応募している団体は、④～⑥の書類の提出は不要です。

※ 提案書作成費等、募集に関する一切の経費は参加団体の負担となります。
また、提出された書類は、原則として返却しません。

(3) 問合せ

公募内容等に関する問合せは、質問書（別紙2）により(2)に記載する提出先にファクシミリ又は電子メールで提出してください。

質問に対する回答は、随時電子メール等で行います。

(4) 募集の効力

この事業に係る予算は、令和3年2月定例県議会（以下「県議会」という。）に令和3年度当初予算案として提出しており、当予算案が可決となり、予算執行が可能となった場合に効力が生じるものとします。

9 委託先の選定方法

応募期間終了後、書類選考を実施します。

選考の終了後、速やかに受託者を決定し、文書によりお知らせします。

なお、審査の経緯は公表しません。また、審査結果に関する異議は一切受け付けません。

10 決定後の事業計画について

委託先の決定後、事業計画の内容について協議させていただくことがあります。

11 契約締結の手続について

審査の結果、契約の相手方を決定したときは、県は、契約の相手方から見積書を徴収し、予定価格の範囲内であることを確認の上、契約手続きをとることとなります。その際、過去2か年度の間、国又は地方公共団体等と同種同規模の契約を2回以上締結、履行した実績があるなど、宮崎県財務規則(昭和39年規則第2号)第101条第2項各号に定める免除要件に該当しない場合には、契約に際して契約金額の100分の10以上を契約保証金として納付いただきます。

なお、契約に係る業務委託仕様書は、県と契約の相手方との協議により事前に双方の意思確認を行います。

12 事業報告

事業終了後、速やかに活動内容、成果等を記載した事業実績報告書を提出していただきます。

13 問合せ先

宮崎県総合政策部中山間・地域政策課 中山間・特定地域振興担当

電話（直通） 0985-26-7036

ファクシミリ 0985-26-7353

電子メール chusankan-chiiki@pref.miyazaki.lg.jp